

平成20年4月15日

答 申

第1 審議会の結論

「 と の保護に要した費用の公金支出のわかるもの(2006年1月から2007年9月まで)」(以下「本件公文書」という。)について鳥取県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書開示請求拒否決定処分については、妥当であると判断する。

第2 審査請求に至る経緯

平成19年 9月28日 公文書開示請求
11月 1日 公文書開示請求拒否決定通知
12月 3日 行政不服審査法第14条の規定による異議申立

第3 実施機関の公文書開示請求拒否決定理由

文書の存否を回答するだけで、特定の個人が県の保護を受けたという、通常他人に知られたくない情報として保護されるべき利益が侵害されるため。

第4 異議申立人の主張

異議申立人(以下「申立人」という。)の主張は、異議申立書及び意見陳述によると概ね以下のとおりである。

1 申立人は、平成 年 月 日付けで県に対し「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による を求める審査請求」を行っている。その添付書類()に、 が、保護されたことを認める記載があるにもかかわらず、本人にとって知られたくない情報として拒否決定をする理由にはならない。保護があったのは大前提であり、開示請求したのは保護期間である。

2 。 年 月、申立人は居住している町内で と出会っており、 が、現在保護されていないことは明らかである。 がDV法で保護されたことは、 が周知の事実であり、今更、 が保護されたかがわかって も の権利利益の侵害になることはない。

一時保護の日から 年 か月以上経っており、既に2週間の一時保護の期間をはるかに過ぎているため、保護期間を開示してもなんら問題はない。開示拒否する理由があるとするれば、(担当課の)不当な一時保護の期間延長の失敗(税金の無駄遣い)を隠蔽するためである。

- 3 違法な長期のDV保護が離婚目的の者に悪用されつつある。こうした保護制度の運用を正すためには、(保護にあたり)DVの真偽をきちんと調べるようにしてもらいたい。そのためには、開示請求により(今回の保護が一時保護期間の)2週間を超えたかどうか確認する必要がある。

第5 実施機関の主張

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

- 1 申立人は、同人が知りうる情報に照らして、 の保護があったのは大前提であると主張するが、公文書開示請求に対する開示決定は開示請求者が誰であるかを問わず、誰に対しても同じ決定をする趣旨に照らせば、当該主張は容認できない。

実施機関はこうした(条例の)趣旨を前提として、特定の個人が保護されたという本人にとって他者に知られたいと判断される情報の存否を応答するだけで、個人()の権利利益が侵害されるおそれがあるため、条例第12条第1号の「当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき」に該当すると判断したものである。

- 2 申立人は、既に保護の期間は過ぎており、現時点で保護の期間を開示しても何ら問題はないと主張するが、以下のとおり現在保護をしているか否かに関わらず、保護の事実の有無を他者に示されることは、個人にとって権利利益が侵害されるおそれがあるものと判断している。

保護を受けた者は、保護が終わっても何らかのPTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥ることが多く、特にDV被害者等は、些細なきっかけでその被害の状況が思い起こされパニックを起こす等、精神的に非常に不安定である。そのような折に、DV被害で保護を受けたという負のイメージを他人に知られることだけで、さらなる精神的な打撃となる。

さらに、自立に向けての就労や住居の確保等に当たって、DV被害を受け保護された事実を知られるだけで、偏見や差別を受け、権利利益の侵害を受けるおそれは十分に推定される。

なお、DVは長期・反復化するケースが多く、離婚成立後も、いろいろな関係機関からの情報収集等により、居場所をつきとめ、執拗に悪質な暴力(精神的な暴力も含む)を行う場合も多い。また、被害者の関係者に対しても執拗に訪問等を行い、被害者を誹謗中傷する発言を行うなど、被害者の人権を否定する場合もある。

以上、DV被害を受け保護されたことは、本人にとって思い出したくない事実であり、ましてや他人に知られたいとしない事実であり、知られること自体で精神的苦痛や不利益を伴うおそれがあると考える。

- 3 申立人は保護の期間を開示請求していると主張するが、開示請求内容には保護の期間の開示を求めるような内容は記載されていない。

- 4 申立人は、開示請求拒否の理由について、県の保護の失敗を隠すためと一方的に断定し、種々主張しているが、上記のとおり条例に則って適切に開示請求拒否処分をしたものであり、これらの主張は開示等決定の判断には関係がない。

第6 本件異議申立て審議の経過

年月日	処理内容
平成19年12月21日	諮問書の受理
平成20年 1月18日	実施機関から理由説明書提出
2月 6日	異議申立者から不服申立人意見書提出
2月20日	実施機関・異議申立者の意見陳述、審議
3月10日	実施機関補足説明書提出
3月18日	審議

第7 審議会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は 〇〇〇〇の保護に要した費用の公金支出のわかるもの（2006年1月から2007年9月まで）であり、具体的には、同者の保護に要した費用の支出仕訳書等が該当するものと考えられる。

2 非開示情報該当性について

申立人は、〇〇〇〇 本人が保護されたと述べているとして（〇〇〇〇）保護されたことは大前提であり、開示請求したのは保護期間であると主張しているが、実施機関は、条例の趣旨を勘案すると開示請求者が誰か（保護の事実を知りうるかどうか）により開示決定の判断が影響されることはないと主張している。

このため、条例の内容を検討すると、条例は第5条により県内在住者等であれば誰に対しても開示請求権を認め、第6条によるとその請求目的を問わないこととしており、また、第9条により非開示情報に該当しない限り公文書を開示しなければならないとしている。これらを勘案すると、開示請求者が誰であるか（保護の事実を知りうるかどうか）は、原則として開示等決定に当たり考慮されることはないと考えられる。

また、申立人は、既に一時保護期間をはるかに過ぎており、保護された事実を開示しても（〇〇〇〇）権利利益の侵害はないと主張しているが、実施機関は、保護期間の経過にかかわらず、公文書の有無を答えるだけで、個人の権利利益が侵害されるおそれがあると主張する。

このため、個人（〇〇〇〇）の権利利益が侵害されるおそれについて検討すると、実施機関は、DV被害者は保護期間終了後もPTSDに陥ることが多く、精神的に不安定であり、保護された事実を他人に知られるだけで精神的な打撃を被ること、また、自立のための就労等に当たり事実を知られるだけで偏見や差別を受けるおそれがあること、更にDVは長期・反復化するケースが多く、加害者が被害者の人権を否定する場合もあることを主張しており、これらの主張は、一応、首肯できる。これらを勘案すると、条例第12条第1号の「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が侵害されるおそれ」があることが認められる。

以上のとおり、開示決定に当たり開示請求者が誰であるか考慮されないこと及び本件公文書の有無（保護の事実の有無）がわかるだけで個人（ ）の権利利益が侵害されるおそれがあると認められることを勘案すると、本件拒否決定は妥当と認められる。

なお、条例第12条の規定によると、今回実施機関が非開示事由とした同条第1号の「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるとき」のほか、第5号で「公文書の存否の事実により特定の情報の存在が明らかになる開示請求があった場合で、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」も開示請求を拒否することができるとしており、今回のような特定の個人の保護に係る請求に対し、その存否を答えることは、結果として「特定の個人が保護を受けた事実の有無」を明らかにしてしまうことになるため、同号に照らしても拒否決定は妥当と認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

- (1) 申立人は、開示請求したのは（保護の）期間であり、保護の有無ではないと主張するが、開示請求書の内容から請求対象文書を当該期間のわかる公文書と直接特定することは困難である。
- (2) 申立人は、実施機関が開示（決定）拒否する理由があるとすれば、（担当課の）保護の失敗を隠蔽するためであると主張するが、本審議会は の保護の適否について判断するものではない。

以上、異議申立人の主張は採用できない。

また、異議申立人のその他の主張についても、当審議会の判断を左右するものではない。

以上により、第1「審議会の結論」のとおり答申する。